

【事実の概要】

1.

(1) ECは、新聞用紙を、カナダやEFTA諸国からおもに輸入している。

(2) 東京ラウンド以来、ECは、新聞用紙の輸入について、「年間150万トンまでは無関税とし、それを超える部分について4.9%ないし5.7%の関税をかける」という譲許をおこなっている。

ところが、ECは、1984年1月1日から新聞用紙についてEFTAとの間で自由貿易協定が発効するため、同年からは、EFTAからの輸入とそれ以外の国からの輸入とを切り離し、後者について、無関税とする範囲を年間150万トンから年間50万トンに削減した。このとき、ECはEFTA以外の国との交渉ないし合意をおこなっていない。なお、「年間50万トン」という数字は、それまで数年間の無関税での輸入実績に鑑み、EFTAの分とEFTA以外の国の分とをほぼ比例配分したものである。

(3) ケネディラウンドでの譲許においてECは、将来ノルウェーが加盟したときのため、大要次のような規定を付している：EC以外の地域の国がECの関税地域の中に取り込まれた場合は、直近の数年におけるその国からの輸入実績の比率に応じて、無関税の輸入枠を削減する。

(4) ところで、ECは、域内の需要にこたえるため、実際にはガット上の無関税輸入義務の範囲を超えて自主的に無関税で輸入してきた。1983年までの数年間、実際には、EFTAからは年間合計200万トン前後、カナダからは年間合計70万トン前後が、無関税で輸入されている。

これまで、カナダからの輸入が全体の輸入の25%を超えたことはない。また、EFTAとの自由貿易協定発効により、今後はEFTAの新聞用紙の競争力向上が見込まれる。

2.

(1) カナダが提訴したが、その理由づけは、1.(2)の修正が、カナダの安定性や予測可能性を害しており、2条に違反する、というものである（また、23条の無効化・侵害の主張もおこなっている）。

(2) それに対するECの反論は、次のようなものである。

譲許をする際に、輸入相手国を特定せずに一括しておこなうことも、特定して地域別におこなうことも、13条により認められており、一定の条件の範囲内であれば利害関係国との合意は不要である。上記1.(2)の「修正」は実質的意味での「修正」ではないから、13条で認められる合意不要の「修正」であって、2条に違反しない。

また、そもそも、E F T Aからの輸入の枠を除いた数字（年間50万トン）をE F T A以外の国に保障していることは、E F T Aからの輸入の増大が見込まれることに照らせば、むしろE F T A以外の国（とりわけカナダ）にとって実質的には有利な「修正」である。カナダからは50万トンを超えて無関税の輸入をしているが、これは自主的な無関税輸入をE Cがおこなってきたからであって、カナダのガット上の既得権とはいえない。

そもそもE Cとしては、（今回の「修正」が非難されるくらいであれば）1983年以前の譲許の構造を維持することも可能であるわけで、今回の「修正」を非難されるいわれはない。

【報告要旨】

1. E Cの主張、すなわち、1984年以降の無関税枠の削減は譲許の「修正」にはあたらず、13条によって合意不要で認められるものである、との主張は受け入れられない。

長期間にわたるガットの慣行においては、他の締約国に影響がおよびそうもないきわめて形式的な変更でも、再交渉が必要とされている。

E Cは、東京ラウンドでの譲許において、ケネディラウンドで付したような条項（【事実の概要】1.(3)を付していない。ところが、このときすでに1984年からE F T Aとの間で新聞用紙に関して自由貿易協定が発効することがわかっていたのである。したがって、東京ラウンドでの譲許は、E F T Aとの自由貿易協定が発効したときに比例配分による削減を当然にはおこなわないとの趣旨であると受け取られてもしかたがない。

以上のようにみると、E Cは定められた形式にしたがって譲許を「修正」したのではなく、一方的に無方式に「修正」している（para. 50）。そうであるとすれば、E Cの行為はカナダの安定性や予測可能性を害しており、2条に違反する。

2. とはいうものの、1984年以降E F T Aからの輸入が増大すると見込まれることに鑑みれば、今回の「修正」は実質的にはE F T A以外の国（とりわけカナダ）にとって有利である（この点についてはE Cの主張を全面的に認める）。したがって、今回程度の「修正」を28条に基づいて合意するとしても、補償的調整は不要である。

ECは、かりに今回の「修正」が非難されるのであれば、1983年以前の譲許の構造を維持しEFTAからの輸入のみで無関税枠を使いきってしまうだけであるといっている。特惠的協定に基づく輸入のみで無関税枠を使いきるとすることを妨げる条文やこの問題を扱った先例はないが、今回そのようなことを認めると悪しき先例をつくることになるので、避けるべきである。

3. 以上により、パネルは、締約国団に対し、ECに次のような勧告をおこなうよう提案する。すなわち、ECは、新聞用紙の無関税枠について28条に基づく再交渉を即座にはじめるべきであるという勧告である。交渉がまとまるまでは、年間150万トンの無関税枠をMFNに認めさせるべきである。

【解説】

1. この事例は、ある国と新たに自由貿易協定を結んだときに、それまでの無関税枠をどのように削減するか、という問題が、実体的にも手続的にも扱われたものである。昨今少なからぬ数の自由貿易協定が締結され（または、国家共同体が拡大され）、あるいはそれが検討されていることに鑑みれば、この事例のもつ意義は小さくないということになる。

2. このパネル報告が本件の「修正」を2条違反としたのは、もっぱら手続的な関心に基づくものである。【事実の概要】や【報告要旨】にもあらわれたように、本件においてカナダが実質的な損失を被ると見込まれるわけではない。それよりも重視されたのは、「安定性（security）」や「予測可能性（predictability）」である。すなわち、譲許の修正について28条によって交渉の機会が保障されるのでなければ、安定性や予測可能性の観点から問題があるということである。かりに事実上、カナダからの輸入が、50万トン以上の無関税枠を保障するに値しないほどに少ないとしても、それを超える輸入（カナダからの輸出）がおこなわれる可能性が論理的に残されている以上、それを無視して合意なく譲許を修正することは許されないということであろう。この意味では、ガットの建前を重んじたパネル報告であるということができる。

3. もっとも、パネル報告は建前重視の形式論に終始しているわけではなく、実質的な面にも配慮している。すなわち、実質的にはカナダの利益を侵害するものではないというECの主張をほぼそのまま認めている。そうであるとする、新たに自由貿易協定を結んだ場合に無関税枠をどれほど削減することが許されるかという実体問題については、抽象論ではあるが、直近の実績に応じて比例配分する方法でかまわないということを示唆してい

ることになる。

それに加えてここで注目されるのは、そのようなことを抽象論として認めただけでなく、かりに28条の再交渉が始まった場合に、ECが補償的調整をするにはおよばないと明言していることである（para. 54）。このように、付託事項に対する回答として再交渉の開始を提案するにとどまらず、再交渉の内容にまで影響を及ぼそうとすることは、ことの当否や、実際にこれが再交渉の内容に対してどのような拘束力をもつのか、といった問題を含め、ガットにおける紛争解決の1つの形態として関心を誘うところである。

4. 最後に、本件パネル報告が重要であるいまひとつの点は、新たに自由貿易協定を結んだ場合に、その相手国と通常のMFNとに対して一括して関税割当をおこなうことが望ましいかという問題について、示唆を与えていることである。ECは、もしかりに本件の修正が非難されるくらいなら、従前の譲許構造を維持するだけであると述べているので、この点が争点として浮上する。ECが無関税枠をEFTAからの輸入だけで使いきることを制度化すれば差別的取扱いとしてガット上非難されることは考えられるが、事実上そのようなこと（あるいは、それに近いこと）がおこなわれる可能性は否定できない。

パネル報告は、条文が欠けており先例もないこの問題について、一括して関税割当をすることに對し消極的ないし批判的な意見を述べている。ただ、その理由づけは詳細に付されているわけではなく、特惠協定によって当然に無関税で輸入されるものをMFNの無関税枠と同列にカウントするべきではないという理由が単純に表明されているだけである。

この点については、パネル報告の上のような実体的な結論もさることながら（研究会の席上では、パネル報告と同様、自由貿易協定を結んで青天井で無関税輸入する相手先と通常のMFNとを一括するのは論理的に矛盾する、という意見が強かった）、そのような結論をどのようにして当該締約国（この場合はEC）に強制できるのかという問題が残る。実際には28条所定の一連の手続の中で事実上強制するということになるだろうが、ことの当否、実際にどれほどの拘束力がおよぶか、さらには、ガットの規定の改正の要否、などを含めて、興味深いところである。

（白石 忠志）